【韓国】元慰安婦の訴訟支援を骨子とする慰安婦法の一部改正

菊池 勇次

(本稿は、海外立法情報課が執筆を依頼したものである。)

*2012年11月22日、韓国国会本会議において、元慰安婦に対する法律相談、訴訟代理等に関する支援を韓国政府に義務づけることを骨子とした改正法案が可決された。

2012年8月16日、「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安全支援及び記念事業等に関する法律一部改正法律案」が議員立法として国会に発議された。

同改正法案を代表発議した李(イ)ジャスミン議員(セヌリ党)は、提案理由において、①2012年6月19日に在大韓民国日本国大使館前の慰安婦少女像等に「竹島は日本固有の領土」と書かれた杭が設置された問題をめぐり、元慰安婦らが杭を設置した日本人を侮辱罪及び名誉毀損で告発した事件、②元慰安婦が日本国内で日本政府を相手取って起こした損害賠償請求訴訟に言及し、「日本軍慰安婦被害者らが名誉毀損及び損害賠償等について、訴訟等を通じて効果的に対応できるよう国が日本軍慰安婦被害者らに法律相談及び訴訟代理等を支援する」規定を設ける必要があると主張した。

同改正法案は、2012 年 9 月 19 日に女性家族委員会に上程され、11 月 13 日の同委員会法案審査小委員会においては、法律相談及び訴訟代理等に要する費用を国が負担するよう義務づける規定について、女性家族部から「政府が支援することが難しい事例もあるのではないか」という意見が出され、「大統領令で定めるところにより国が負担することができる」という任意規定に修正された上、可決された。

その後、同改正法案は、11 月 15 日に女性家族委員会を、11 月 21 日に法制司法委員会を通過し、11 月 22 日に本会議で可決された。

なお、9月19日の女性家族委員会の審査では、「慰安婦問題を国際社会の一般世論とする(韓国政府の)積極的な努力が必要であり、20万人程度が慰安婦として連行されたにもかかわらず、(韓国政府が認定する国内の元慰安婦生存者が)54人にとどまるはずはなく、実態調査を幅広く行う必要がある」との意見が出され、女性家族部長官が「努力する」と答弁した。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 12 月 17 日現在である。)

- •「第 311 回国会(定期会)女性家族委員会会議録第 2 号」 http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/311/pdf/311vt0002b.PDF
- -「第 311 回国会(定期会)女性家族委員会会議録第 1 号(法案審査小委員会)(臨時会議録)」 http://likms.assembly.go.kr/kms_data/record/data2/311/pdf/311vtb001b.PDF
- -「日帝下日本軍慰安婦被害者に対する生活安全支援及び記念事業等に関する法律一部改正法律 案審査報告書」http://likms.assembly.go.kr/filegate/servlet/FileGate?bookId=B57EA3C7-7DDB-0CAF-CDB9-0F2AA690A291&type=1